

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

○ 岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

財産活用課

○ 岡山県営食肉地方卸売市場管理規則

畜産課

（以上県例規集登載）

【告示】

○ 指定居宅サービスの事業の廃止

指導監査室

○ 指定居宅サービス等の事業の廃止

〃

【公告】

○ 一般競争入札の実施

財産活用課

〃

〃

○ 随意契約の相手方の決定

税務課

○ 基本測量の実施

監理課

○ 基本測量の終了

〃

○ 公共測量の実施

〃

○ 公共測量の終了

〃

○ 道路の位置の指定

建築指導課

〃

〃

○ 一般競争入札の実施

教育委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十三号

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則の一部を改正する規則

岡山県職員駐車場の管理及び使用に関する規則(平成二十二年岡山県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「職員で」を「職員及び同法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員で」に、「、同法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び」を「並びに」に改める。

第五条第一項第五号中「の職員」の下に「、同法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

◎岡山県規則第四十四号

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則を次のように定める。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則

岡山県営食肉地方卸売市場管理規則（昭和四十七年岡山県規則第七十四号）の全部を

改正する。

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第六条―第十八条）

第二節 市場売買参加者（第十九条―第二十四条）

第三節 附属営業を営む者（第二十五条・第二十六条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第二十七条―第五十二条）

第四章 食肉の品質管理の方法（第五十三条）

第五章 市場の施設及び設備の使用（第五十四条―第六十一条）

第六章 市場取引委員会（第六十二条―第六十八条）

第七章 雑則（第六十九条―第七十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）

第十三条第四項並びに岡山県営食肉地方卸売市場条例（昭和四十七年岡山県条例第四十五号。以下「条例」という。）第十一条及び第十六条の規定に基づき、岡山県営食肉地方卸売市場（第十五条第二項第五号及び第三十八条第三号を除き、以下「市場」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（開設者の責務）

第二条 知事は、市場の業務の運営に関し、取引参加者（法第四条第四項第二号に規定する取引参加者をいう。以下同じ。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(市場の位置及び面積)

第三条 市場の位置及び面積は、次のとおりとする。

- 一 位置 岡山市中区桜橋一丁目二番四三号
- 二 面積 一五、六三〇・一九平方メートル

(開場の期日)

第四条 市場は、次に掲げる日を除き毎日開場するものとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月三十日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は閉場することができる。

3 知事は、前項の場合においては、その旨をあらかじめ市場の見やすい場所に掲示するものとする。

(開場の時間)

第五条 開場時間は、午前八時三十分から午後三時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 前条第三項の規定は、前項ただし書の変更について準用する。

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者

(卸売業者の数)

第六条 卸売業者(法第二条第四項に規定する卸売業者をいう。以下同じ。)の数は、一人とする。

(許可証の交付)

第七条 知事は、条例第三条第一項の許可をしたときは、卸売業者に対し、別に定める許可証を交付しなければならない。

2 卸売業者は、前項の許可証を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 卸売業者は、第一項の許可証を毀損し、又は紛失したときは、知事が別に定める申請書により、再交付を受けなければならない。

(卸売業務の許可の申請)

第八条 条例第三条第三項第四号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者が法人である場合には、直前二年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後二年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの）

二 申請者が個人である場合には、知事が別に定める資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類

（卸売業務の廃止の届出）

第九条 条例第六条の規定による卸売の業務の廃止の届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

（営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の申請）

第十条 条例第七条第一項又は第二項の認可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（相続の申請）

第十一条 条例第八条第一項の認可を受けようとする者は、被相続人の死亡の日から起算して六十日以内に知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（卸売業務の開始等の届出）

第十二条 条例第九条の規定による届出は、知事が別に定める届出書によらなければならない。

（卸売業者の事業報告書の提出等）

第十三条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号）第二十一条第一項の規定により、事業年度ごとに、事業報告書を知事に提出しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により事業報告書を提出したときは、速やかに、事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、一年間主たる事務所に備えておかなければならない。

3 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売を委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があつたときは、卸売市場法施行規則第二十一条第四項に規定する正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

（保証金の預託）

第十四条 卸売業者は、条例第三条第一項の許可を受けた日から起算して三十日以内に

知事が別に定める保証金預託申請書に知事が別に定める誓約書を添えて、保証金を知事に預託しなければならない。

2 卸売業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。
(保証金の額等)

第十五条 保証金の額は、五十万円とする。

2 保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。

- 一 国債証券
 - 二 地方債証券
 - 三 日本銀行が発行する出資証券
 - 四 特別の法律により法人が発行する債券
 - 五 金融商品取引所が開設する市場において売買取引されている株券
 - 六 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行が発行する株券（前号の株券を除く。）
 - 七 第五号に掲げる株券を発行する会社が発行する社債券
 - 八 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項に規定する投資信託に係る同条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第二項に規定する受益証券
- 3 前項の有価証券の価格は、次に掲げる額とする。
- 一 国債証券、地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券については、その額面金額に相当する額
 - 二 前項第三号、第四号又は第七号に掲げる有価証券（前号に掲げる債券を除く。）については、その額面全額の百分の九十に相当する額
 - 三 前項第五号、第六号又は第八号に掲げる有価証券については、時価の百分の八十に相当する額
- (保証金の充当)
- 第十六条 知事は、市場につき卸売業者が条例第十三条第一項の使用料（第二十一条第二項第三号において「使用料」という。）の納付を怠ったときは、他の債権者に先立って、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。
- 2 卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者は、当該販売又は販売の委託による債権に関し、当該卸売業者が預託した保証金について、他

の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する。

- 3 第一項の優先して弁済を受ける権利は、前項の優先して弁済を受ける権利に優先する。

(保証金の返還)

第十七条 保証金は、卸売業者がその資格を失った日から六十日を経過した後でなければ、これを返還しないものとする。

(せり人)

第十八条 卸売業者は、市場において行う卸売のためのせりを行う者（以下「せり人」という。）を定めたときは、知事が別に定める届出書により、知事に届け出なければならぬ。当該せり人をせり人としなくなったときも、同様とする。

- 2 せり人は、せり行為に従事するときは、せり人の章（様式第一号）を常に着用しなければならない。

- 3 知事は、せり人のせり行為に不正があると認めるときは、当該せり人のせり行為を中止させることができる。

第二節 市場売買参加者

(買受人の承認)

第十九条 条例第十条の承認を受けようとする者は、知事が別に定める申請書に、法人にあつては定款又はこれに準ずるもの及び役員名簿を、個人にあつては履歴書を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、条例第十条の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、これを承認をしないものとする。

- 1 卸売の相手方として必要な知識及び経験又は資力及び信用を有しない者

- 2 卸売業者又は卸売業者の役員若しくは従業員である者

(名称変更等の届出)

第二十条 条例第十条の承認を受けた者（以下「市場売買参加者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、知事が別に定める届出書により知事にその旨を届け出なければならない。

- 1 氏名又は住所（法人の場合は、その名称若しくは所在地又は代表者の氏名）を変更したとき。

- 2 商号を変更したとき。

三 卸売業者から卸売を受けることを廃止したとき。

2 市場売買参加者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人は、遅滞なく、知事が別に定める届出書により、知事にその旨を届け出なければならない。

(承認等の取消し等)

第二十一条 知事は、市場売買参加者が第十九条第二項各号のいずれかに掲げる者に該当するに至ったと認めるときは、条例第十条の承認を取り消すものとする。

2 知事は、市場売買参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市場売買参加者の市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。

一 売買取引に関し談合その他の不正の行為があつた場合

二 買受代金の支払を怠つた場合

三 使用料の納付又は第四十四条第三項の差損金の支払を怠つた場合

3 知事は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、市場売買参加者に対して、必要な指示をすることができる。

(市場売買参加者の章)

第二十二条 知事は、条例第十条の承認をしたときは、市場売買参加者の章(様式第二号)を市場売買参加者に交付するものとする。

2 市場売買参加者は、市場内において前項の市場売買参加者の章を常に着用しなければならない。

(市場売買参加者の組合)

第二十三条 市場売買参加者を構成員とする組合を設立したときは、当該組合は、遅滞なく、規約並びに役員の氏名及び組合員の氏名又は名称を知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

(保証金に関する準用規定)

第二十四条 第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第十七条の規定は、市場売買参加者の保証金について準用する。この場合において、第十五条第一項中「五十万円」とあるのは、「二十万円」と読み替えるものとする。

第三節 附属営業を営む者

(附属営業の承認)

第二十五条 市場において店舗その他の施設を設けて次に掲げる営業(次項及び次条において「附属営業」という。)のいずれかを営もうとする者は、知事が別に定める申

請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

一 市場の食肉の保管、貯蔵、運搬その他市場の機能の充実に資するものとして知事が別に定める営業

二 飲食店営業その他市場の利用者に便益を提供するものとして知事が別に定める営業

2 知事は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、必要があると認めるときは、附属営業を営むことを承認するものとする。

(附属営業を営む者に対する指示)

第二十六条 知事は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは、前条第一項の承認を受けた者に対して、必要な指示をすることができる。

第三章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第二十七条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(売買取引の方法)

第二十八条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札売又は相対取引(一の卸売業者と一の卸売の相手方が個別に売買取引を行うものをいう。

第三十五条及び第四十二条第二項第八号ハにおいて同じ。)の方法によらなければならない。

2 売買取引は、現品によって行わなければならない。

3 卸売業者は、次に掲げる場合であつて知事が指示したときは、せり売又は入札売によらなければならない。

一 市場における食肉の入荷量が一時的に著しく減少した場合

二 市場における食肉に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 卸売業者は、前項の指示があつたときは、その旨を市場内の見やすい場所に掲示する等適切な方法により、関係者に周知しなければならない。

(売買取引の開始)

第二十九条 売買取引は、市場売買参加者がその現品の下見をした後でなければ開始することはできない。

(売買取引の単位)

第三十条 取引売買の単位は、重量による。ただし、重量によることが困難なものについては、知事が別に定めるところによる。

(上場の順位)

第三十一条 せり売又は入札売の上場の順位は、食肉が売場に到着した順位による。

2 受託食肉（卸売業者が出荷者から販売の委託を受けて卸売をする食肉をいう。以下同じ。）は、買付食肉（卸売業者が出荷者から買い受けて卸売をする食肉をいう。）に優先して上場しなければならない。

(指値のある受託食肉)

第三十二条 卸売業者は、受託食肉に指値がある場合は、販売前に当該受託食肉に適当な標識を付けるとともに、上場の際その旨を電光板に表示し、又は呼び上げなければならない。

2 卸売業者は、前項の標識を付けないとき又は前項の規定による電光板への表示若しくは呼び上げをしないときは、指値をもって市場売買参加者に対抗することができない。

(せり売)

第三十三条 せりは、卸売業者が食肉の産地、種類、品種、性別、重量その他必要な事項を電光板に表示し、又は呼び上げた後でなければ開始することができない。

2 せり落としは、電光板に最高申込価格が表示され四秒経過したとき又はせり人が最高申込価格を三回呼び上げたときに決定するものとし、その申込者をせり落とし人とする。

3 せり人は、せり落とし人が決定したときは、直ちにその氏名又は商号及びせり落とし価格を電光板に表示し、又は呼び上げなければならない。

(入札売)

第三十四条 入札は、卸売業者が、食肉の産地、種類、品種、性別、重量その他必要な事項を呼び上げた後、入札者に対して、入札書に氏名、入札金額その他必要な事項を記載させて、これを行わなければならない。

2 卸売業者は、入札終了後直ちに開札を行い、最高価格の入札者を落札者と決定するものとする。ただし、当該最高価格の入札者が二人以上ある場合には、抽選その他適当な方法により、当該最高価格の入札者のうちから落札者を決定するものとする。

3 卸売業者は、落札者が決定したときは、直ちにその氏名又は商号及び落札価格を呼

び上げなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 入札者の氏名、入札金額その他必要な事項について不明瞭な記載があったとき。
- 二 入札に際して談合その他の不正の行為があったとき。

5 卸売業者は、入札が前項の規定に該当する場合には、開札後直ちに、理由を明示して、当該入札が無効であることを告知しなければならない。

(相対取引)

第三十五条 相対取引は、卸売業者と市場売買参加者との協議により、重量、価格その他必要な事項を定めて行うものとする。

(異議の申立て)

第三十六条 せり売又は入札売に参加した者は、そのせり落とし又は落札の決定について異議があるときは、直ちにその旨を知事に申し立てることができる。

2 知事は、前項の申立てについて正当な理由があると認めるときは、卸売業者に対してせり直し又は再入札を命ずることができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第三十七条 卸売業者は、市場の卸売の業務に関し、出荷者又は市場売買参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、正当な理由がなければ、その申込みを拒んではならない。

(卸売の相手方の制限)

第三十八条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、市場売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、知事が市場売買参加者の買受けを不当に制限することとならないと認めるときは、この限りでない。

一 市場における入荷量が著しく多いため、又は入荷された食肉の品目若しくは品質が市場売買参加者にとって特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

二 市場売買参加者に対して卸売をした後残品を生じた場合

三 他の食肉市場の卸売業者に販売する目的をもって入荷した食肉を当該他の食肉卸売市場の業者に対して卸売をする場合

(自己の計算による卸売の禁止)

第三十九条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、自己の計算において卸売をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、知事が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

- 一 一定の規格又は貯蔵性を有し、かつ、その供給事情が比較的安定している食肉の卸売をする場合
- 二 出荷者の計算について行う卸売の方法によっては、食肉の出荷を受けることが著しく困難な場合
- 三 卸売業者と市場売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき食肉を確保する必要があるため、その食肉の出荷を受ける場合
- 四 供給の安定を図るため、保管又は貯蔵する必要がある食肉の出荷を受ける場合
(売買取引の条件の公表)

第四十条 卸売業者は、次に掲げる事項について、適切な方法により公表しなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 食肉の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他食肉等の卸売に関し、出荷者又は市場売買参加者が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 食肉の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- 六 卸売市場法施行規則第五条第六号に規定する奨励金等（第四十八条第三項において「奨励金等」という。）がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）

（委託手数料）

第四十一条 卸売業者が市場における卸売のための販売の委託の引受けについてその委託者から收受する委託手数料は、卸売金額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税の額の合計額（以下「消費税額等」という。）を除く。）に三・五パーセント以内で卸売業者が定める率を乗じて得た額に当該委託手数料に係る消費税額等を加えて得た額とする。

2 卸売業者は、前項の率を定めようとするときは、知事の承認を受けなければならない

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 卸売業者は、前項の承認を受けようとするときは、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

(受託契約約款)

第四十二条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定めたときは、知事が別に定める届出書により知事に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 受託契約約款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 受託物件の受領に関すること。
- 二 受託物件の保管及び管理に関すること。
- 三 受託食肉の上場に関すること。
- 四 受託食肉の委託に関すること。
- 五 販売条件の設定及び変更に関すること。
- 六 委託の解除及び再委託に関すること。
- 七 委託者の負担すべき費用に関すること。
- 八 次に掲げる事項を記載した売買仕切書及び売買仕切金（への額にトの額を加えた額からチの額及びリの額を控除した額をいう。以下この項及び第五十条第一項において同じ。）に関すること。
 - イ 受託食肉の品目
 - ロ 受託食肉の等級
 - ハ 受託食肉の単価（せり売、入札売又は相対取引に係る価格をいい、消費税額等を除く。ホにおいて同じ。）
 - ニ 受託食肉の数量
 - ホ 受託食肉の各品目ごとに単価に数量を乗じて得た額
 - ヘ ホの額の合計額
 - ト への額に係る消費税額等
 - チ 前条第一項の委託手数料
 - リ 当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額
 - ヌ 売買仕切金の額
- 九 量目及び計量に関すること。

十 前各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認めること。

(受託食肉の検収)

第四十三条 卸売業者は、受託食肉の受領に当たっては、受託食肉の産地、種類、品種、性別、数量等について検収を確実にを行い、異状を認めるときは、知事が別に定める申請書を知事に提出して当該受託食肉の検査を受け、その結果を物件受領通知書又は売買仕切書に付記しなければならない。

(卸売食肉の引取り等)

第四十四条 市場売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた食肉を速やかに引き取らなければならない。

2 卸売業者は、正当な理由がなく市場売買参加者が引取りを怠ったと認めるときは、当該市場売買参加者の負担により当該食肉を保管し、又は催告をしないで他の市場売買参加者に当該食肉の卸売をすることができる。

3 卸売業者は、前項の規定により他の市場売買参加者に卸売をした場合において、差損金を生じたときは、当該差損金を当該引取りを怠った市場売買参加者に請求することができる。

(不正な売買取引に対する措置)

第四十五条 知事は、せり売又は入札売の方法による売買取引において、談合その他の不正の行為があると認めるとき、又は著しく不当な値段を生じたとき若しくは生ずるおそれがあると認めるときは、その売買取引の差止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

(衛生上有害な物品の取扱い)

第四十六条 取引参加者その他の市場へ入場する者は、食品衛生上有害な物品を市場において販売し、又は販売の目的をもって所持してはならない。

2 知事は、食品衛生上有害な物品があると認めるときは、その物品の売買の差止め又は撤去を命ずることができる。

(卸売業者の卸売予定入荷数量等の報告及び公表)

第四十七条 卸売業者は、市場における毎日の食肉の卸売予定入荷数量等を卸売の開始時刻一時間前までに、知事が別に定める報告書により、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、市場における毎日の食肉の卸売予定入荷数量及び主要な産地を当日の

卸売の開始時刻までに、市場内の見やすい場所に掲示する等適切な方法により公表するものとする。

(卸売業者の売買価格等の報告及び公表)

第四十八条 卸売業者は、市場における毎日の食肉の売買価格（消費税額等を含む。）等を卸売の終了時刻の二時間後までに、知事が別に定める報告書により、知事に報告しなければならない。

2 卸売業者は、当日に卸売業者が卸売を行った食肉の卸売の数量及び売買価格（消費税額等を含む。）を卸売の終了後速やかに、市場内の見やすい場所に掲示する等適切な方法により公表するものとする。

3 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあっては同月の奨励金等の種類ごとの交付額（第四十条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を適切な方法により公表するものとする。

(卸売予定数量等の公表)

第四十九条 知事は、市場における毎日の食肉の卸売予定数量及び主要な産地を当日の卸売の開始時刻までに、市場内の見やすい場所に掲示するものとする。

2 知事は、卸売業者が当日卸売を行った食肉の数量及び売買価格（消費税額等を含む。）を卸売の終了時刻後速やかに、前項に規定する場所に掲示するものとする。

3 知事は、前二項の規定による掲示の内容が第四十七条第二項及び前条第二項の規定による公表の内容と同一であるときは、卸売業者と共同で公表することができる。

(売買仕切書等の送付等)

第五十条 卸売業者は、受託食肉の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日までに、委託者に対して売買仕切書を送付し、及び委託者との間で決定した支払方法により売買仕切金を支払わなければならない。ただし、委託者との特約がある場合は、この限りでない。

2 卸売業者は、売買仕切書に、当該卸売をした食肉の等級、売買価格（消費税額等を除く。）、消費税額等及び数量を正確に記載しなければならない。

(買受代金の支払義務等)

第五十一条 市場売買参加者は、卸売業者から買い受けた食肉の引渡しを受けたときは、卸売業者との間で決定した期間内に、当該卸売業者との間で決定した支払方法により、

買受代金（消費税額等を含む。）を支払わなければならない。

- 2 前項の期間は、他の市場売買参加者に対して不当に差別的な取扱いとなるものであつてはならない。

（卸売代金の減額禁止）

- 第五十二条 卸売業者は、正当な理由がなければ、卸売代金を減額してはならない。

第四章 食肉の品質管理の方法

（食肉の品質管理の方法）

- 第五十三条 市場の施設において、取引参加者その他の市場へ入場する者は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）その他食品衛生に関する法令の規定を遵守して品質管理を行わなければならない。

第五章 市場の施設及び設備の使用

（施設等の使用許可）

- 第五十四条 条例第十二条第一項の規定により市場の施設又は設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者は、知事が別に定める申請書を知事に提出しなければならない。

（使用施設等の変更）

- 第五十五条 条例第十二条第一項の規定により施設等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が施設等に変更を加えようとするときは、知事が別に定める申請書に仕様書、設計図その他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、工事完成後知事の検査を受けて適当と認められなければ、これを使用することができない。

（冷蔵庫の区分等）

- 第五十六条 市場に設置する冷蔵庫は、保管用冷蔵庫及び冷と体用冷蔵庫とする。

- 2 保管用冷蔵庫は食肉を保管するために使用できるものとし、冷と体用冷蔵庫は食肉（枝肉に限る。）を入庫してから上場するまでの間冷と体として保管するために使用できるものとする。

（冷蔵庫の出入庫の取扱時間）

- 第五十七条 冷蔵庫の入庫及び出庫の取扱時間は、午前八時三十分から午後三時三十分までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(冷蔵庫の入庫の制限等)

第五十八条 冷蔵庫へ入庫することができない食肉は、次に掲げるものとする。

- 一 岡山県営と畜場においてと畜及び解体されていない枝肉
 - 二 他の在庫食肉に損害を及ぼすおそれがあると知事が認めるもの。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が入庫することが不適當であると認めるもの。
- 2 知事は、防疫その他管理上の必要があると認めるときは、使用者に対して在庫食肉の全部又は一部の出庫を命ずることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、在庫食肉を処分することができる。

- 一 使用者が前項の規定による命令に従わないとき。
- 二 住所不明等の理由により使用者に対し前項の規定による命令を通知することができないとき。
- 三 天災その他の事由により臨時の処置を必要とするとき。

4 知事は、前項の規定により在庫食肉を処分した場合において、処分して得た代金(消費税額等を含む。)を当該在庫食肉に係る冷蔵庫使用料(条例別表の二の表に規定する冷蔵庫使用料をいう。第六十条において同じ。)及び処分に要した費用に充当し、なお残額があるときはこれを使用者に返還し、不足額があるときはこれを使用者から追徴するものとする。

(施設等の衛生保持)

第五十九条 使用者は、常に施設等を清潔にし、使用後は必ずこれを清掃し、廃棄物は所定の場所に廃棄しなければならない。

2 知事は、使用者に対して、衛生保持及び場内整理のため必要な措置を命ずることができる。

3 使用者は、冷暖房設備、浄化槽等の維持管理及び清掃に要する経費を知事が別に定めるところにより負担しなければならない。

(冷蔵庫使用料の減免)

第六十条 知事は、条例第十四条の規定により、次の各号に掲げる枝肉については、当該各号に定める期間に係る冷蔵庫使用料を減免することができる。

- 一 肉畜の生産技術の向上及び食肉の取引の改善を目的とした県単位以上の枝肉共進会に出品されているもの 当該枝肉共進会開催期間
- 二 知事が公益上必要な調整買付であると認めるもの 冷蔵保管の日から起算して四

日間

2 前項の規定により冷蔵庫使用料の減免を受けようとする使用者は、知事が別に定める申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補修弁償)

第六十一条 知事は、故意又は過失により施設等を滅失し、又は損傷した者に対して、その補修を命じ、又はその補修に要する費用を弁償させることができる。

第六章 市場取引委員会

(設置)

第六十二条 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議させるため、市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第六十三条 委員会は、この規則の変更に関し、次に掲げる事項に限り、知事に対して意見を述べることができる。

- 一 開場の期日及び時間
- 二 卸売の業務に係る売買取引及び決算の方法に関する事項
- 三 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
- 四 卸売の業務を行う者に関する事項
- 五 市場売買参加者等に関する事項

(組織)

第六十四条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、卸売業者、売買参加者その他の利害関係者及び学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第六十五条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第六十六条 委員会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(庶務)

第六十七条 委員会の庶務は、市場において行う。
(その他)

第六十八条 第六十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第七章 雑則

(卸売業務の代行)

第六十九条 知事は、卸売業者が卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなつたと認めるときは、当該卸売業者（卸売業者であつた者を含む。）に対しその行うことができなくなつた卸売の業務に係る卸売のための販売の委託の申込のあつた食肉について、自らその卸売の業務を行うことができる。

(市場秩序の保持等)

第七十条 取引参加者その他の市場へ入場する者は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害する行為を行つてはならない。

2 知事は、市場の秩序の保持等、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営の確保のため必要があると認めるときは、取引参加者その他の市場へ入場する者に対して、市場への入場の制限その他必要な措置をとることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年六月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第十条第一項のせり人の章は、改正後の第十八条第二項のせり人の章とみなす。

3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第十二条の規定によりされた届出は、改正後の第二十条の規定によりされた届出とみなす。

4 この規則の施行の際現に改正前の第十四条第一項の規定により交付を受けている市場売買参加者の章は、改正後の第二十二條第一項の規定により交付を受けた市場売買参加者の章とみなす。

5 施行日前に改正前の第十五条の規定によりされた届出は、改正後の第二十三条の規

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

定によりされた届出とみなす。

6 この規則の施行の際現に改正前の第十七条第一項の規定により承認を受けている者は、改正後の第二十五条第一項の規定により承認を受けた者とみなす。

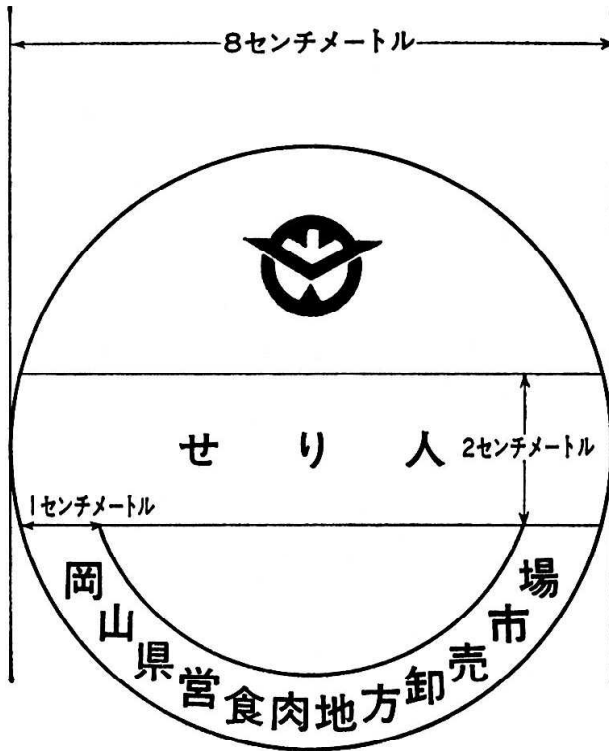
7 施行日前に改正前の第三十二条第二項の規定により承認を受けた委託手数料に係る率については、なお従前の例による。

8 この規則の施行の際現に改正前の第四十八条第一項の規定により変更の承認を受けている者は、改正後の第五十五条第一項の規定により変更の承認を受けた者とみなす。

9 施行日の前日において市場取引委員会の委員である者は、施行日において改正後の第六十四条第二項の規定により市場取引委員会の委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、改正後の第六十五条第一項の規定にかかわらず、令和三年三月三十一日までとする。

様式第1号（第18条関係）

せり人の章



様式第2号（第22条関係）

市場売買参加者の章



令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

◎岡山県告示第二百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービス円

2 所在地

岡山県津山市二宮二二〇〇番地八二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人ウナデ会

2 所在地

岡山県津山市二宮二一三七番地一〇

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年四月十三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二二三八

五 サービスの種類

通所介護

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

◎岡山県告示第二百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

高梁市川上診療所歯科

2 所在地

岡山県高梁市川上町地頭二三四〇

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人旭川荘

2 所在地

岡山県岡山市北区祇園八六六

三 廃止の届出を受理した年月日

令和二年四月十三日

四 介護保険事業所番号

三三七〇九〇〇四八六

五 サービスの種類

居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県庁舎耐震化整備建築工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (4) 履行場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

入札に参加することができる者は、共同企業体（3者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に基づき建築一式工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。
- ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効であること。

キ 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（建築一式工事に限る。）が1,050点以上である者であること。

ク 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（建築一式工事に係るものに限る。）を有していること。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

カ 岡山県が発注した建築一式工事のうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が、次に掲げる条件をいずれも満たしていること。

(ア) 平成27年4月1日から同年12月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、63点以下でないこと。

(イ) 平成28年1月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、70点未満でないこと。

なお、(イ)又は(イ)に掲げる期間のいずれか一方にのみ完成させた工事の評定点がある場合は、当該期間に係る条件を満たしていること。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社あい設計岡山支社及び株式会社丸川建築設計事務所をいう(スにおいて同じ)。

ス 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が本件工事に係る設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

セ 当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であること。

ソ 本件工事について2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値(建築一式工事に限る。)が1,200点以上であること。

イ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。

ウ 平成17年度以降に元請負人として、次のいずれかの工事(平成17年度以降に受注したものに限る。)を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(イ) 地上部分の階数(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第8号に規定する階数をいう。以下同じ。)が5以上の鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用した構造(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とこれらの構造以外の構造を併用する建築物にあっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分に限る。以下同じ。)の建築物で、1棟(廊下(開放廊下を除く。)でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。)の延べ面積(増築又は改築(従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度)のものを建てることをい

う。以下同じ。) 工事にあつては、当該部分の面積をいう。以下同じ。) が
4,990平方メートル以上の新築，増築又は改築工事

(4) 地上部分の階数が5以上の鉄筋コンクリート造，鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用した構造の建築物で，1棟の延べ面積が9,970平方メートル以上の耐震補強工事（スリット施工のみの耐震補強工事を除く。）（延べ面積は受注した工事部分に限る。）

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお，競争入札参加資格の確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には，複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名までとし，その他の構成員が配置する主任技術者については各3名までとする。）を配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行うことができる。なお，この場合において，落札者となった者は，本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事の請負契約に係る議会の議決の時までに特定すること。

ア 本件工事の工事現場に，法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。また，監理技術者は共同企業体の代表者が配置し，主任技術者はその他の構成員が構成員ごと
に1人ずつ配置すること。

イ 配置予定技術者が競争入札参加資格の確認申請を行う時点において，本件工事以外の工事に監理技術者等として従事しているときは，当該従事中の工事に係る工期の終期が令和2年8月31日以前であること。

ウ 岡山県が発注する工事に同一の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合（複数の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合において，イに掲げる日までに監理技術者等が専任で配置できる場合を除く。）において，他の工事について先に落札決定があつた場合は，配置予定技術者とはできない。

エ 本件工事に配置する予定の技術者が，法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置されている技術者でないこと。

オ 本件工事に配置する予定の技術者が，共同企業体のいずれかの構成員と本件工

事の競争入札参加資格の確認申請を行う日以前に3月以上の雇用関係があること。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、監理技術者にあつては、建築工業業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けている者であること。

キ 監理技術者は、平成17年度以降に監理技術者等として、次のいずれかの工事(平成17年度以降に受注したものに限り。)を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限り。

(ア) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用した構造の建築物で、1棟の延べ面積が2,500平方メートル以上の新築、増築又は改築工事

(イ) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造を併用した構造の建築物で、1棟の延べ面積が4,990平方メートル以上の耐震補強工事(スリット施工のみの耐震補強工事を除く。)(延べ面積は受注した工事部分に限る。)

ク 監理技術者等は、1級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有している者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)イの資格を得ていないものは、令和2年5月14日(木)まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)に令和2年岡山県告示第129号(建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等)に基づき、申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/656715.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班(岡山県庁6階)

電話 (086) 226—7463

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部財産活用課 (岡山県庁 4 階)

電話 (086) 226—7236

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和 2 年 4 月 21 日 (火) 午前 10 時から同年 7 月 21 日 (火) までに入札情報公開システム (<http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>) からダウンロードすること。ただし、図面については、令和 2 年 4 月 21 日 (火) から同年 7 月 21 日 (火) まで (県の休日を除く。) の午前 9 時 (同年 4 月 21 日 (火) においては午前 10 時) から午後 4 時まで、次の場所で配布する。

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部財産活用課 (岡山県庁 4 階)

電話 (086) 226—7236

(3) 入札書及び入札価格の内訳書の提出方法等

ア 提出期間

令和 2 年 7 月 22 日 (水) 午前 9 時から午後 4 時まで

ただし、郵送若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) による場合の受領期限は、同月 21 日 (火) 午後 4 時とする。

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700—8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部財産活用課 (岡山県庁 4 階)

電話 (086) 226—7236

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和 2 年 7 月 22 日 (水) 午後 4 時 30 分

イ 開札の場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県庁地下1階会議室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を令和2年4月21日(火)から同年5月25日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時(同年4月21日(火)においては午前10時)から午後4時まで(入札説明書に定める技術資料及び関係書類(以下「技術資料等」という。)を令和2年6月8日(月)から同年7月22日(水)まで(県の休日を除く。))の午前9時から午後4時まで(以下「(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。))しななければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、次の評価項目及び評価基準により加算点を与える。なお、標準点は100点(岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領(平成19年6月1日施行)に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。))を下回る額の入札価格で入札を行った者については、55点)とし、加算点の最高得点数は45点とする。

総合評価は、標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価項目	評価基準	配点
品質管理に係る技術的所見	具体的な品質管理方法が適切であり、工夫が見られる。	15
施工に関する課題に係る技術的所見	具体的な施工計画が的確であり、工夫が見られる。	10
現場の条件への対応	現場の条件(環境, 地域特性, 居ながら施工等)を的確に踏まえており, 対処方法に工夫が見られる。	20

(2) 岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第137条第1項に規定する予定価

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

ただし、岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づき、調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は、減免する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者のした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 技術資料等を提出しない者のした入札

エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札

オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

- (4) 手続における交渉の有無
無
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (7) その他
- ア 詳細は、入札説明書による。
- イ 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。
- ウ 入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、当該入札者を失格とする。
- エ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたときは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Earthquake-resistant construction work of Okayama Prefectural Government Building
- (2) Contract period :
From contract date through 29 March, 2024
- (3) Submission Deadline for Application Forms and Qualifying Documents :
4:00 P.M. 25 May, 2020
- (4) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents :

4:00 P.M. 22 July, 2020

(5) Tender form submission deadline :

Tenders submitted in person between 9:00 A.M. and 4:00 P.M. 22 July, 2020.

Tenders submitted via post by 4:00 P.M. 21 July, 2020.

(6) Date and time for unsealing of tenders :

4:30 P.M. 22 July, 2020

(7) Inquiries Relating to Tender Documentation :

Property Utilization Division Department of General Affairs, Okayama Prefecture,

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

Te1 : (086) 226-7236

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六三〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県庁舎耐震化整備電気設備工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (4) 履行場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

入札に参加することができる者は、共同企業体（3者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に基づき電気工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。
- ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効であること。

キ 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（電気工事に限る。）が800点以上である者であること。

ク 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（電気工事に係るものに限る。）を有していること。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

カ 岡山県が発注した電気工事のうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が、次に掲げる条件をいずれも満たしていること。

(ア) 平成27年4月1日から同年12月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、63点以下でないこと。

(イ) 平成28年1月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、70点未満でないこと。

なお、(イ)又は(イ)に掲げる期間のいずれか一方にのみ完成させた工事の評定点がある場合は、当該期間に係る条件を満たしていること。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社あい設計岡山支社及び株式会社丸川建築設計事務所をいう(スにおいて同じ)。

ス 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が本件工事に係る設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

セ 当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であること。
ソ 本件工事について2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
ア 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値(電気工事に限る。)が1,050点以上であること。

イ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。
ウ 平成17年度以降に元請負人として、次のいずれかの工事(平成17年度以降に受注したものに限る。)を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(イ) 建築物で、1棟(廊下(開放廊下を除く。))でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。)の延べ面積(増築又は改築(従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度)のものを建てることをいう。以下同じ。)工事にあつては、当該部分の面積をいう。以下同じ。)が4,990平方メートル以上の新築、増築又は改築工事に伴う電気設備工事

(イ) 建築物で、1棟の延べ面積が9,970平方メートル以上の大規模改修工事(外装及び内装を含むものとし、延べ面積は受注した工事部分に限る。)に伴う電気設備工事

(ウ) 建築物で、1棟の延べ面積が9,970平方メートル以上の耐震補強工事（延べ面積は受注した工事部分に限る。）に伴う電気設備工事

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお、競争入札参加資格の確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名までとし、その他の構成員が配置する主任技術者については各3名までとする。）を配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行うことができる。なお、この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事の請負契約に係る議会の議決の時までに特定すること。

ア 本件工事の工事現場に、法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。また、監理技術者は共同企業体の代表者が配置し、主任技術者はその他の構成員が構成員ごとに1人ずつ配置すること。

イ 配置予定技術者が競争入札参加資格の確認申請を行う時点において、本件工事以外の工事に監理技術者等として従事しているときは、当該従事中の工事に係る工期の終期が令和2年8月31日以前であること。

ウ 岡山県が発注する工事に同一の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合（複数の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合において、イに掲げる日までに監理技術者等が専任で配置できる場合を除く。）において、他の工事について先に落札決定があった場合は、配置予定技術者とするできない。

エ 本件工事に配置する予定の技術者が、法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置されている技術者でないこと。

オ 本件工事に配置する予定の技術者が、共同企業体のいずれかの構成員と本件工事の競争入札参加資格の確認申請を行う日以前に3月以上の雇用関係があること。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、監理技術者にあつては、電気工業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術

者講習を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)イの資格を得ていないものは、令和2年5月14日(木)まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)に令和2年岡山県告示第129号(建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等)に基づき、申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/656715.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班(岡山県庁6階)

電話(086)226-7463

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086)226-7236

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和2年4月21日(火)午前10時から同年7月21日(火)までに入札情報公開システム(<http://www.e-okayama.t-els.jp/>)からダウンロードすること。ただし、図面については、令和2年4月21日(火)から同年7月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時(同年4月21日(火))においては午前10時)から午後4時まで、次の場所で配布する。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086)226-7236

(3) 入札書及び入札価格の内訳書の提出方法等

ア 提出期間

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

令和2年7月22日(水) 午前9時から午後4時まで

ただし、郵送若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)による場合の受領期限は、同月21日(火) 午後4時とする。

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086) 226-7236

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和2年7月22日(水) 午後4時30分

イ 開札の場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階会議室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を令和2年4月21日(火)から同年5月25日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時(同年4月21日(火)においては午前10時)から午後4時まで、入札説明書に定める技術資料及び関係書類(以下「技術資料等」という。)を令和2年6月8日(月)から同年7月22日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで、に4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、次の評価項目及び評価基準により加算点を与える。なお、標準点は100点(岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領(平成19年6月1日施行)に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。))を下回る額の入札価格で入札を行った者については、55点)とし、加算点の最高得点数は45点とする。

総合評価は、標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価項目	評価基準	配点
品質管理に係る技術的所見	具体的な品質管理方法が適切であり，工夫が見られる。	20
施工に関する課題に係る技術的所見	具体的な施工計画が的確であり，工夫が見られる。	10
現場の条件への対応	現場の条件（環境，地域特性，居ながら施工等）を的確に踏まえており，対処方法に工夫が見られる。	15

(2) 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

ただし，岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づき，調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者がある場合は，当該入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限内の価格をもつて入札した他の者のうち，評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は，減免する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし，利付国債の提供又は岡山県が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

律（昭和27年法律184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者とした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者とした入札

ウ 技術資料等を提出しない者とした入札

エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札

オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。

ウ 入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、当該入札者を失格とする。

エ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、

指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされ
ている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成
7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたと
きは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Earthquake-resistant electrical equipment work of Okayama Prefectural Go
vernment Building
- (2) Contract period :
From contract date through 29 March, 2024
- (3) Submission Deadline for Application Forms and Qualifying Documents :
4:00 P.M. 25 May, 2020
- (4) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents :
4:00 P.M. 22 July, 2020
- (5) Tender form submission deadline :
Tenders submitted in person between 9:00 A.M. and 4:00 P.M. 22 July,
2020.
Tenders submitted via post by 4:00 P.M. 21 July, 2020.
- (6) Date and time for unsealing of tenders :
4:30 P.M. 22 July, 2020
- (7) Inquiries Relating to Tender Documentation :
Property Utilization Division Department of General Affairs, Okayama
Prefecture,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
Tel : (086) 226-7236

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

- (1) 調達件名
岡山県庁舎耐震化整備機械設備工事（以下「本件工事」という。）
- (2) 調達業務の特質等
入札説明書及び設計図書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和6年3月29日まで
- (4) 履行場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

入札に参加することができる者は、共同企業体（3者で構成するものに限る。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

- (1) 共同企業体の全ての構成員が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- イ 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成9年岡山県告示第258号）に基づき管工事に係る入札参加資格を有すると認められる者であること。
- ウ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成13年岡山県告示第404号）に基づく指

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

エ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和63年2月1日施行）に基づき指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。

オ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）が有効であること。

キ 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値（管工事に限る。）が800点以上である者であること。

ク 法第3条第6項に規定する特定建設業の許可（管工事に係るものに限る。）を有していること。

ケ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

コ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

カ 岡山県が発注した管工事のうち、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事がある場合は、それらの工事についての岡山県建設工事成績評定及び通知要領（平成13年1月1日施行）及び岡山県企業局工事成績評定及び通知要領（平成14年4月1日施行）による評定点の平均点が、次に掲げる条件をいずれも満たしていること。

(ア) 平成27年4月1日から同年12月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、63点以下でないこと。

(イ) 平成28年1月1日から平成31年3月31日までの間に完成させた工事の評定点の平均点が、70点未満でないこと。

なお、(イ)又は(イ)に掲げる期間のいずれか一方にのみ完成させた工事の評定点がある場合は、当該期間に係る条件を満たしていること。

シ 本件工事に係る設計業務等の受託者でないこと。なお、「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、株式会社あい設計岡山支社及び株式会社丸川建築設計事務所をいう(スにおいて同じ)。

ス 本件工事に係る設計業務等の受託者と資本面又は人事面において次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

(イ) 本件工事に係る設計業務等の受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者

(イ) 代表権を有する役員が本件工事に係る設計業務等の受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

セ 当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であること。
ソ 本件工事にについて2以上の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体の代表者が、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
ア 競争参加資格確認申請書の提出時点における最新の経営事項審査の総合評定値(管工事に限る。)が1,050点以上であること。

イ 当該共同企業体への出資比率が構成員中最大であること。
ウ 平成17年度以降に元請負人として、次のいずれかの工事(平成17年度以降に受注したものに限る。)を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(イ) 建築物で、1棟(廊下(開放廊下を除く。))でつながっているものは1棟とみなす。以下同じ。)の延べ面積(増築又は改築(従前の建築物を取り壊し、位置、用途、構造、階数及び規模が同程度)のものを建てることをいう。以下同じ。)工事にあっては、当該部分の面積をいう。以下同じ。)が4,990平方メートル以上の新築、増築又は改築工事に伴う機械設備工事

(イ) 建築物で、1棟の延べ面積が9,970平方メートル以上の大規模改修工事(外装及び内装を含むものとし、延べ面積は受注した工事部分に限る。)に伴う機械設備工事

(ウ) 建築物で、1棟の延べ面積が9,970平方メートル以上の耐震補強工事（延べ面積は受注した工事部分に限る。）に伴う機械設備工事

(3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。なお、競争入札参加資格の確認申請を行う時に配置予定技術者を特定することができない場合には、複数の技術者（共同企業体の代表者が配置する監理技術者については3名までとし、その他の構成員が配置する主任技術者については各3名までとする。）を配置予定技術者として競争入札参加資格の確認申請を行うことができる。なお、この場合において、落札者となった者は、本件工事に配置予定技術者として申請した複数の技術者の中から本件工事に配置する技術者を本件工事の請負契約に係る議会の議決の時までに特定すること。

ア 本件工事の工事現場に、法第26条に規定する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で配置することができること。また、監理技術者は共同企業体の代表者が配置し、主任技術者はその他の構成員が構成員ごとに1人ずつ配置すること。

イ 配置予定技術者が競争入札参加資格の確認申請を行う時点において、本件工事以外の工事に監理技術者等として従事しているときは、当該従事中の工事に係る工期の終期が令和2年8月31日以前であること。

ウ 岡山県が発注する工事に同一の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合（複数の技術者を配置予定技術者として競争参加資格確認申請を行った場合において、イに掲げる日までに監理技術者等が専任で配置できる場合を除く。）において、他の工事について先に落札決定があった場合は、配置予定技術者とするできない。

エ 本件工事に配置する予定の技術者が、法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置されている技術者でないこと。

オ 本件工事に配置する予定の技術者が、共同企業体のいずれかの構成員と本件工事の競争入札参加資格の確認申請を行う日以前に3月以上の雇用関係があること。

カ この公告の日から落札者が決定する日までの間において、監理技術者にあつては、管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、監理技術者

講習を受けている者であること。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)イの資格を得ていないものは、令和2年5月14日(木)まで(岡山県の休日を含める条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。))を除く。)に令和2年岡山県告示第129号(建設工事の契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等)に基づき、申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手方法

岡山県土木部監理課のホームページからダウンロードすること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/656715.html>

(2) 申請書の提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県土木部監理課建設業班(岡山県庁6階)

電話(086)226-7463

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086)226-7236

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和2年4月21日(火)午前10時から同年7月21日(火)までに入札情報公開システム(<http://www.e-okayama.t-els.jp/>)からダウンロードすること。ただし、図面については、令和2年4月21日(火)から同年7月21日(火)まで(県の休日を除く。)の午前9時(同年4月21日(火))においては午前10時)から午後4時まで、次の場所で配布する。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086)226-7236

(3) 入札書及び入札価格の内訳書の提出方法等

ア 提出期間

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

令和2年7月22日(水) 午前9時から午後4時まで

ただし、郵送若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)による場合の受領期限は、同月21日(火) 午後4時とする。

イ 提出方法及び場所

次の場所に持参又は郵送等により提出すること。

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県総務部財産活用課(岡山県庁4階)

電話(086) 226-7236

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札の日時

令和2年7月22日(水) 午後4時30分

イ 開札の場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県庁地下1階会議室

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を令和2年4月21日(火)から同年5月25日(月)まで(県の休日を除く。)の午前9時(同年4月21日(火)においては午前10時)から午後4時まで、入札説明書に定める技術資料及び関係書類(以下「技術資料等」という。)を令和2年6月8日(月)から同年7月22日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで、に4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

6 落札者決定基準

(1) 入札を適正に行った者に対しては、標準点を与え、さらに、技術資料等の内容に応じ、次の評価項目及び評価基準により加算点を与える。なお、標準点は100点(岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領(平成19年6月1日施行)に定める調査基準価格(以下「調査基準価格」という。))を下回る額の入札価格で入札を行った者については、55点)とし、加算点の最高得点数は45点とする。

総合評価は、標準点と加算点との合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

評価項目	評価基準	配点
品質管理に係る技術的所見	具体的な品質管理方法が適切であり，工夫が見られる。	20
施工に関する課題に係る技術的所見	具体的な施工計画が的確であり，工夫が見られる。	10
現場の条件への対応	現場の条件（環境，地域特性，居ながら施工等）を的確に踏まえており，対処方法に工夫が見られる。	15

(2) 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第137条第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で評価値が最も高い入札者を落札者とする。

ただし，岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領に基づき，調査基準価格を下回る額の入札価格で入札を行った者がある場合は，当該入札価格によっては，その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められるときは，その者を落札者とせず，予定価格の制限内の価格をもつて入札した他の者のうち，評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

岡山県財務規則第133条各号のいずれかに該当する場合は，減免する。

イ 契約保証金

契約金額の100分の10以上とする。ただし，利付国債の提供又は岡山県が確実に認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

律（昭和27年法律184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証をもつて契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

ア この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した入札参加資格のない者とした入札

イ 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした者とした入札

ウ 技術資料等を提出しない者とした入札

エ この公告及び本件工事に係る入札説明書で示した条件に違反した入札

オ 岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札

(4) 手続における交渉の有無
無

(5) 契約書作成の要否
要

(6) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 申請書等及び技術資料等の提出された書類は、返却しない。

ウ 入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、当該入札者を失格とする。

エ 本件工事の契約の締結に当たっては、議会の議決を経なければならない契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡山県条例第2号）第2条の規定により議会の議決を経なければならないため、落札者決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立することとなる。ただし、落札者決定から議会の議決を経るまでの間に、共同企業体の構成員のうちいずれかが、指名停止、

指名除外若しくは営業停止命令を受けたとき、更生手続等開始の申立てがなされ
ている者となったとき又は本件入札に関し岡山県談合情報対応マニュアル（平成
7年6月1日制定）に基づき談合の事実が確認され、本件入札が無効とされたと
きは、仮契約を締結しないこと又は締結した仮契約を解除することがある。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the service to be procured :
Earthquake-resistant mechanical equipment work of Okayama Prefectural Government Building
- (2) Contract period :
From contract date through 29 March, 2024
- (3) Submission Deadline for Application Forms and Qualifying Documents :
4:00 P.M. 25 May, 2020
- (4) Submission Deadline for Technical Documentation and Relevant Documents :
4:00 P.M. 22 July, 2020
- (5) Tender form submission deadline :
Tenders submitted in person between 9:00 A.M. and 4:00 P.M. 22 July, 2020.
Tenders submitted via post by 4:00 P.M. 21 July, 2020.
- (6) Date and time for unsealing of tenders :
4:30 P.M. 22 July, 2020
- (7) Inquiries Relating to Tender Documentation :
Property Utilization Division Department of General Affairs, Okayama Prefecture,
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan
Tel : (086) 226-7236

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
税務システム保守運用業務
- 二 契約期間
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
令和二年三月三十一日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
一、二、三、四、五、八、九、四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額一一、二、三、三、五、四〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六六〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

町 瀬戸内市及び早島	岡山市、倉敷市、 玉野市、総社市、	測量区域
	基本測量（空中写真撮影）	測量の種類
	令和二年六月五日から令和三年三月三十一日まで	測量期間

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六七〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
基本測量（電子国土基本図（地 図情報）修正及び国土広域情 報修正）	測量の種類
令和二年三月三十一日	終了年月日

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六八〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県全域	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和二年六月一日から令和三年三月三十一日まで	測量期間

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一六九〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

玉野市築港五丁目	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和二年三月三十一日	終了年月日

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一七〇〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇二号 令和二年四月十三 日	浅口郡里庄町大字新庄字大奈良五七 二四番一〇	六・〇二	八九・二三

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔二七一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日	号	道 路 の 位 置	道 路 の 幅 員 (メ ー ト ル)	道 路 の 延 長 (メ ー ト ル)
岡山県指令美作局 建第六〇〇〇号 令和二年四月十三 日		美作市北山字大道ハタ半折八九番四	六・〇〇	三九・五五

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

〔一七二〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和二年四月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

岡山県教育委員会におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム一式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び調達仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年6月30日（火）

(4) 納入場所

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11
岡山県総合教育センター

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか調達仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和2年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年岡山県告示第40号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付け区分

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

- がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づき指名除外の措置を受けている者でないこと。
- 3 競争入札参加資格審査の申請手続
この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。
申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先
〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班
電話 086-226-7538
- 4 入札手続等
(1) 入札説明書等の交付場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所
〒716-1241 岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11
岡山県総合教育センター総務課
電話 0866-56-9101
FAX 0866-56-9121
電子メールアドレス kyoikuse@pref.okayama.lg.jp
- (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

令和2年4月21日 岡山県公報 第12187号

ア 交付期間

令和2年4月21日(火)から同年5月20日(水)まで(岡山県の休日を含める
条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県
の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1)の場所以て交付する。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明
書で指定する添付書類を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和2年4月21日(火)から同年5月20日(水)まで(県の休日を除く。)の
午前9時から午後5時まで(必着)

イ 提出場所

(1)の場所以同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送等(書留郵便又は信書便によるものに限る。5(2)イにおいて同
じ。)

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和2年6月2日(火) 午後2時

岡山県加賀郡吉備中央町吉川7545-11

岡山県総合教育センター第2研修室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者(以下「本人」という。)又は代理人が(1)
の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本
人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし，内側の封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）並びに1（1）の件名及び（1）の日時を記載したものに限り。）をして，郵送等により，令和2年6月1日（月）の午後5時までに4（1）の場所に提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号。以下「財務規則」という。）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4（4）の一般競争入札参加申出書等を提出した者は，契約担当者から当該書類等に関し説明を求められた場合には，それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札，入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は，無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は，入札説明書による。

9 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

Microsoft Software License Programs for Education 1 set

(2) Delivery date:

By 30 June, 2020

(3) Delivery place:

Okayama Prefectural Education Center

(4) Time limit for tender:

5:00 P.M. 1 June, 2020

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Education Center,

7545-11 Yoshikawa, Kibichuo-cho, Kaga-gun, Okayama-ken, 716-1241,

Japan

TEL:0866-56-9101